

# 令和7年度 森林地番図補正業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 業務の目的

本業務は、リモートセンシングにより作成された、森林の所有境界および所有者を明確化するための基礎資料としての「森林地番図」を基に、森林の現地調査、所有者への意向調査および所有境界の確認を実施する。

それらの情報を基に、森林地番図の補正を行うことでその精度を向上させ、効率的で効果的な森林管理に繋げることを目的とする。

### 第2条 実施場所

五條市 大澤町・上之町 地内（別紙1「位置図」参照）

### 第3条 業務期間

契約締結日 から 令和8年3月16日まで

### 第4条 業務量

38 ha（所有者 78 人、66 筆（単独 59 筆、共有 7 筆） 調査延長 L=8.4km）

### 第5条 入札資格要件

本業務における入札参加資格要件は、入札公告の「第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に記載のとおりとする。

### 第6条 技術者の選任

受注者は、本業務の特質を考慮し、主任技術者および照査技術者を次のとおり選任するものとする。

(1) 業務の管理および統括を行う主任技術者および成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者は、下記のいずれかの資格を有しているものとする。ただし、主任技術者の資格要件については、下記資格のほか測量士の資格を加える。

- ・地籍総合技術監理者
- ・地籍調査管理技術者
- ・地籍工程管理士
- ・地籍主任調査員
- ・補償業務管理士（土地調査部門）
- ・空間情報総括監理技術者

- ・地理空間情報専門技術認定（専攻領域：写真測量 級別：1級または2級）
  - ・地理空間情報専門技術認定（専攻領域：応用測量 認定課目：用地測量調査）
  - ・測量士（ただし、主任技術者の選任に限る）
- (2) 主任技術者および照査技術者は、直接的な雇用契約のある技術者を配置するものとする。
- (3) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることはできない。

#### 第7条 法令関係等

本業務の履行にあたっては、測量業務共通仕様書（令和2年10月版、奈良県県土マネジメント部）、本仕様書、委託契約書によるほか、関連する関係諸法令および条例等を遵守しなければならない。

#### 第8条 守秘義務

受注者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。契約期間終了後においても同様とする。

#### 第9条 業務の変更

本業務の契約期間中において、本業務に関する法律・通達等の改正が行われた場合、また、発注者の指示により業務の追加が行われた場合は、発注者と受注者が協議して業務内容の変更を行うものとする。

また、それに伴い発生する委託期間、委託料の変更も双方協議して定めるものとする。なお、別表1の業務については、範囲を超える変更があった場合、設計図書の変更対象とする。

#### 第10条 成果品の帰属

本業務にかかる成果品の所有権は、発注者に帰属する。また、受注者は本業務の成果品を発注者の許可なく第三者に複製、公表、貸与および使用させてはならない。

#### 第11条 貸与資料

発注者は、本業務に必要な資料およびデータを受注者に貸与するものとする。また、受注者は、破損・紛失・盗難等の事故がないように貸与資料を管理し、本業務の完了後は速やかに返却するものとする。なお、貸与品は以下のとおりとする。

- (1) 混交林誘導整備事業の概要周知資料（パンフレット）（PDF形式）
- (2) 林地台帳データ（Excel形式・CSV形式）
- (3) 林地台帳付属地図データ（shp形式）
- (4) 法務局データ（公図データ（XML形式）、登記情報データ（CSV形式））

- (5) 森林施業履歴（shp 形式）
- (6) 既往の成果データ（リモートセンシングデータ、森林地番図）
- (7) その他本業務に必要な資料

#### 第12条 成果品の帰属

本業務にかかる成果品の所有権は、発注者に帰属する。また、受注者は本業務の成果品を発注者の許可なく第三者に複製、公表、貸与および使用させてはならない。

### 第2章 業務内容

#### 第13条 打ち合わせ・協議

本業務における打ち合わせ・協議は、着手時、中間1回、納品時の3回を基本とし、別途必要な場合に適宜実施するものとする。

打ち合わせ・協議を実施した場合は、受注者において速やかに記録簿を作成し、内容について発注者の確認を得るものとする。

#### 第14条 業務内容

本業務の内容は、下記事項に基づくものとする。

##### (1) 事業案内資料の発送

林地台帳データ等から、対象地番に事業案内資料等を発送する。

##### 1) 送付内容

事業案内、意向調査票、委任状、所有者山林一覧、山林位置図、返信用封筒

##### 2) 未返信者への催促状の発送

回答期限までに返信が無い森林所有者に対しては、催促状とともに「1)送付内容」の資料を再送付し、調査票の回収率向上を図るものとする。

##### 3) その他

受注者は、上記、送付内容物を印刷した上で、封入、発送、点検、宛名シール貼り等の作業を行う。

発注者は受注者に対して、調査に必要な情報を提供するものとする。

##### (2) 林相界現地調査

「(1)事業案内資料の発送」の返信内容から得られた情報及び既往の図面等を参考に現地調査を実施し、山林の林相、間伐状況、下草の管理状況、管理者による目印等の特徴を現地調査票に記録する。

##### (3) 聞き取り調査

「(1) 事業案内資料の発送」で返信のあった所有者で、とりわけ現地に精通している所有者について聞き取り調査を実施し、現地の境界情報を収集し聞き取り調査票に記

録する。現地立会等の要望があった場合、監督員と協議のうえで実施を検討する。

(4) 林相界現地調査結果とりまとめ

「(1)林相界現地調査」及び「(3) 聞取り調査」から得られた情報をとりまとめ、既往の図面データの推定地番線を補正する。

得られた現地の特徴点等の状況写真、写真位置図、現地調査票、聞取り調査票についても併せて参考資料としてとりまとめる。

(5) 図面資料及び林相界確認書発送

「(1) 事業案内資料の発送」で返信のあった所有者に、意向調査協力に関する礼状および現地調査結果により更新された該当地番における森林地番図（案）、林相界確認書、返信用封筒を送付する。

(6) 報告書の作成

本業務の結果を報告書にとりまとめる。

## 第15条 疑義

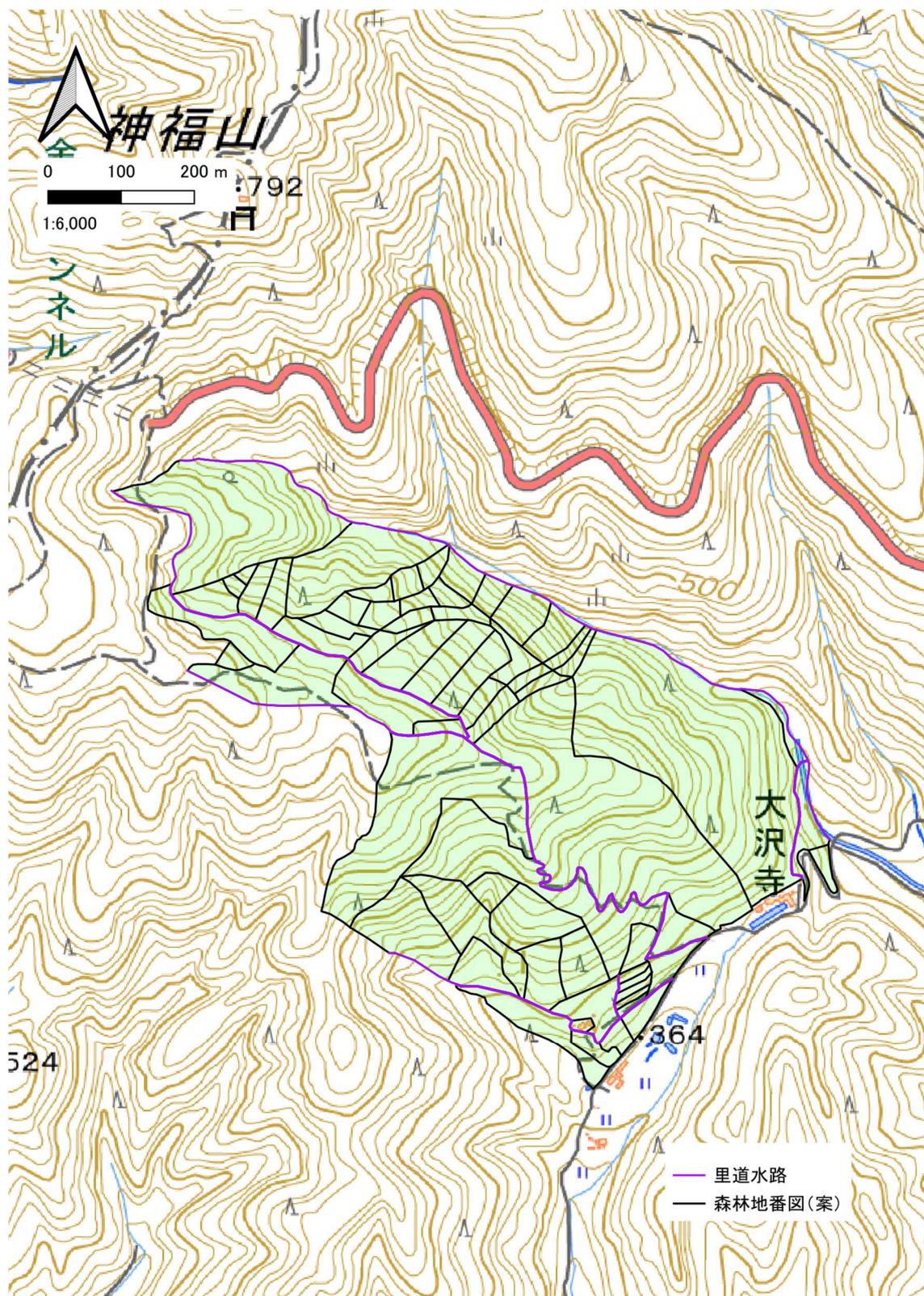
本仕様書に定めなき事項およびその内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議を行い、決定するものとする。

## 第16条 成果品

受注者は、下記の通り成果品を作成するものとする。なお、電子データについては、DVD等の記憶媒体に格納し、納品するものとする。また、報告書は2部を納品する。

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| (1) 補正森林地番図（出力図）            | 2部（A0） |
| (2) 補正森林地番図（shp形式）          | 1式     |
| (3) 補正森林地番図（オルソおよび地形図PDF形式） | 1式     |
| (4) アンケートの回答状況の整理、集計        | 1式     |
| (5) 調査に用いた根拠資料一式            | 1式     |
| (6) 別途監督員と協議により指示するもの       | 1式     |

別紙1「位置図」



別表 1

	業務数量幅				
事業案内資料の発送	～100	101～200	201～300	301～400	401～500
図面資料及び林相界確認書発送	～100	101～200	201～300	301～400	401～500

本表にある業務は各幅の範囲内での変動は設計変更の対象としない